

行事

茨城県聴覚障害者大会

2年に1回、茨城県各地で開催されます。

耳の日手話まつり

2年に1回、開催されます。

日曜教室

年に4回、手話や聴覚障害者問題に関する講演会あるいは交流会などを茨城県各地で行います。

茨聴協・各部の企画

体育部、高齢部、女性部、青年部等で企画がいろいろ行われています(敬老会、スポーツ交流会など)。

詳しくは茨聴協事務所にお問い合わせください。

年会費

正会員	14,000円
賛助会員	10,000円
学生会員	11,000円
協力会員	3,000円

正会員は「茨城県に住む聴覚障害者」のみが対象になります。また正会員会費は茨聴協傘下の市・地域の聴覚障害者団体の会費と一緒に市・地域団体事務所に納めていただくこととなります。賛助会員は「他の都道府県に住む聴覚障害者」が対象になります。学生会員は「大学・短期大学・専門学校・高校等の学生」が対象になります。協力会員は「聴者(聞こえる人)」が対象になります。賛助会員及び協力会員の会費は茨聴協事務所に直接納めていただくこととなります。正会員、賛助会員、学生会員及び協力会員には茨聴協機関紙「やすらぎ」が月に1回郵送されます。また茨聴協関連企画参加費の免除・割引の特典があります。

交通案内



「やすらぎ」付近のバス停留所までの乗り継ぎ

- 関鉄バスをご利用の場合
- 1. JR水戸駅北口・3番のりば
[県自動車学校]・[免許センター(各停)]・[奥の谷坂上]・[茨城町役場]行き乗車→[車検場入り口]下車
- 2. JR水戸駅北口・8番のりば
[吉沢車庫]行き乗車→終点[吉沢車庫]下車
- 3. JR水戸駅南口・2番のりば
[吉沢車庫]行き乗車→終点[吉沢車庫]下車

茨聴協は
いろいろな本・グッズを
販売しています。



ひとりぼっちの
ろう者。
聴覚障害者をなくし、
すべてのろう者・
聴覚障害者たちが
安らかに
過ごすことのできる社会を
作っていきましょう。



一般社団法人
茨城県聴覚障害者協会

〒310-0844 茨城県水戸市住吉町349-1
茨城県立聴覚障害者福祉センター「やすらぎ」内
FAX: 029(246)0998
TEL: 029(248)0882
<http://www.normanet.ne.jp/~ida/>

茨聴協

検索



茨聴協の傘下には18団体があります。
各市・地域団体でもいろいろな企画を行っています。

茨聴協・地域団体

県央地方

水戸市 聴覚障害者協会

ひたちなか市 聴覚障害者協会

笠間市 聴覚障害者協会

茨城町 聴覚障害者協会

県西地方

筑西市 聴覚障害者協会

古河市 聴覚障害者協会

下妻市 聴覚障害者協会

桜川市 聴覚障害者協会

県北地方

日立市 聴覚障害者協会

久慈 聴覚障害者協会

鹿行地方

鹿行 聴覚障害者協会

筑波技術大学 学生有志

県南地方

土浦市 聴覚障害者協会

石岡市 聴覚障害者協会

取手市 聴覚障害者協会

牛久市 聴覚障害者協会

つくば市 聾者協会

守谷市 聴覚障害者協会

龍ヶ崎市 聴覚障害者協会

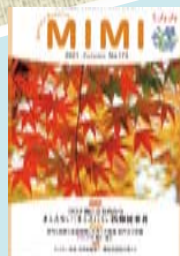
茨城県の44市町村は上記の18団体の
管轄市町村のいずれかに含まれています。
詳しくは茨聴協事務局にお問い合わせ下さい。

茨聴協の上部には
関東ろう連盟や
(一財)全日本ろうあ連盟が
あります。

(一財)全日本ろうあ連盟機関紙
「日本聴力障害新聞」
(月1回発行:年間購読料4,300円)

「季刊みみ(MIMI)」
(価格:950円)税込み

購読申込は茨聴協事務局で受け付けています。



茨城県ろう福祉協会設立

歴史

昭和25年	「茨城県ろう福祉協会」設立
昭和57年	茨城県立聴覚障害者福祉センター 「やすらぎ」の委託運営
昭和58年	「社団法人茨城県聴覚障害者団体連合会」 法人化認可
平成7年	「社団法人茨城県聴覚障害者協会」に改称
平成26年	「一般社団法人茨城県聴覚障害者協会」に 法人化認可



茨城県聴覚障害者大会



日曜教室講演会



敬老会



耳の日本語まつり



わたしたちがめざすもの

(茨城県聴覚障害者協会創立70周年記念大会の
大会決議より)

- ① 高齢化による手話通訳者の減少に備えるため速やかに育成し、茨城県全域へ手話の普及を広めよう
- ② 茨聴協創立70周年記念事業と併行して、県内の聴覚障害者の完全なる社会参加を推進していくことができる体制づくりを目指そう
- ③ 聴覚障害者が働きやすい職場環境づくりと、職業安定所へ手話協力員の常勤設置及び身分保障を求めよう
- ④ 聴覚障害児の「手話言語及び情報コミュニケーション」による教育を受ける権利の保障を求めよう
- ⑤ 会員拡大の取り組み運動を展開し、地域社会と連携して会員を増やそう
- ⑥ 防災情報提供システムの迅速かつ確実な伝達を強化させよう
- ⑦ より良い企画を立てるように推進しよう
- ⑧ 情報提供施設と各関係機関、団体との連携を強化しよう



茨城県手話言語の普及の促進に関する条例制定(2018.09.27)